

消えるボールペン、修正液、
スタンプ印は使用しないでください

大田

施設等利用給付認定有・証明書交付有施設の場合

大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書

【令和 7 年 4 月 から 令和 7 年 6 月分まで】

以下の事項に同意のうえ添付書類を添えて、本補助金の請求を行います。

【同意事項】

- 本請求の審査に必要な限度において、当該児童を監護し、かつ、生計を同じくする保護者の住民記録情報、外国人登録情報、税情報等を公簿等で区が確認すること。
 - 児童の在籍に関する情報を、区が施設等に確認すること。
 - 区が補助金額算定を行う際に、既に利用施設等を利用している児童が、申請書に記載した児童と異なる場合、交付額を算定しないこと。
 - 区は次項の方法により交付額を決定し、請求額と異なる場合はその交付額を請求額とみなします。
 - 交付額（区が決定した額）は利用施設等を利用している児童が、申請書に記載した児童と異なる場合、交付額を算定しないこと。
- ※特に4→交付額を算定した結果、請求額と異なる場合はその交付額を請求額とみなします**

【補助要件】

- 保護者と児童が大田区に在住し、かつ、住民登録があること。
- 負担軽減費は、保育施設等と月120時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けていること。（定期利用保育及びベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）は除く。）

【添付書類】

- 領収証兼提供証明書等（令和7年4月から令和7年6月分まで）※利用施設から交付されたものをご提出ください。
- 保護者（父母等）それぞれの令和6年度の住民税額を確認できる書類（課税・非課税証明書等）
※次の方は提出不要です。（1）令和6年1月1日の住民登録が大田区の方（2）補助対象児童が施設等利用給付（無償化）の認定を受けている方（3）補助対象児童が、第2子以降の方
- ひとり親の場合、ひとり親であることを証明できる資料（児童扶養手当受給証書、戸籍謄本等）
※補助対象児童が施設等利用給付（無償化）の認定を受けている場合は、提出不要です。

【注意事項】

- 「保護者が所得の申告を行っていない」「必要な税資料が提出されない」等、世帯課税額が当該年度の3月31日までに判明しない場合は補助は行いません。
- 申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※ 枠内は訂正できません。 請求日 令和 6 年 7 月 1 日

請求者（口座名義人）	(フリガナ) 氏名	(オオタ タロウ) 大田 太郎		※スタンプ印等は不可 (在園児との関係 父)		
	生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成 5 年 6 月 3 日				
	現住所	郵便番号 144-8621 里親(養育家庭)世帯 ☐ 該当 ☒ 非該当 大田区蒲田5-13-14				
	電話番号	自宅 03-1234-5678 携帯 000-1234-5678				
	配偶者の有無(※)	※配偶者欄は、補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない場合のみ記入してください。 ☒ 有 ☐ 無 (無の場合は、ひとり親であることを証明できる資料を添付) 有の場合 氏名 大田 花子 生年月日 平成 8 年 3 月 5 日				
補助対象児童	(フリガナ) 氏名	(オオタ ジロウ) 大田 次郎				
	生年月日	☐ 平成 ☒ 令和 3 年 5 月 6 日				
振込口座	口座カナ	オオタ タロウ				
	口座名義	大田 太郎				
	金融機関	000 銀行 信用金庫 信用組合 △△ 支店 出張所 預金種目 ☒ 普通 ☐ 当座				
	金融機関コード	1234 店番号 123 口座番号(右づめ) 1 2 3 4 5 6 7				
利用施設・事業		① 大田証明有保育園		② 蒲田一時預かり証明有保育室		
利用料及び請求額	利用年月	保育料		食材料費		請求額
	令和7年4月	50.000 円		5.000 円		55.000 円
	令和7年5月	※1 60.000 円		5.000 円		57.000 円
	令和7年6月	70.000 円		5.000 円		57.000 円
	※1 複数施設を利用の場合は、合算額を記入してください。					169.000 円

以下、区処理欄のため記載不要

区処理欄	収受印	利用年月	交付額	(内訳)	
		年 月	円	施設等利用費	負担軽減費
		年 月	円	円	円
		年 月	円	円	円
		計	円	円	円

区処理欄のため、記載不要

請求額と交付額が異なる理由 ☐ 日割り計算のため ☐ 請求者の計算誤りのため ☐ その他()

各月の請求(交付)合計額内訳の算出方法

- ★ 月途中で転出入があった方や月途中で施設等利用給付の認定期間が開始または終了した方は、補助上限額が日割り計算した金額となる場合があります。(本頁下部参照)

【証明書の交付を受けた認可外保育施設(認証保育所を含む)の利用者の場合】

1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 67,000円 (内訳) 施設等利用費:42,000円 負担軽減費:25,000円
 ◆3～5歳児クラス 57,000円 (内訳) 施設等利用費:37,000円 負担軽減費:20,000円

2 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方

月の利用料と下表の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:下表の金額

課税額 区分	補助上限月額	
	第1子	第2子以降
①	40,000円	67,000円
②		
③	32,000円	
④	25,000円	
⑤	13,000円	
⑥	-	

※課税額区分

- ① 生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
 ② 区市町村民税均等割額のみ課税世帯
 ③ 区市町村民税所得割課税額128,000円未満世帯
 ④ 区市町村民税所得割課税額128,000円以上263,200円未満世帯
 ⑤ 区市町村民税所得割課税額263,200円以上500,000円未満世帯
 ⑥ 区市町村民税所得割課税額500,000円以上世帯

- ◆3～5歳児クラス (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:下表の金額

課税額 区分	補助上限月額	
	第1子	第2子以降
①	40,000円	57,000円
②		
③	32,000円	
④	25,000円	
⑤	13,000円	
⑥	-	

※課税額区分

- ① 生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
 ② 区市町村民税均等割額のみ課税世帯
 ③ 区市町村民税所得割課税額128,000円未満世帯
 ④ 区市町村民税所得割課税額128,000円以上263,200円未満世帯
 ⑤ 区市町村民税所得割課税額263,200円以上500,000円未満世帯
 ⑥ 区市町村民税所得割課税額500,000円以上世帯

【証明書の交付を受けていない認可外保育施設の利用者の場合】

1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の保育料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 42,000円 (内訳) 施設等利用費:42,000円
 ◆3～5歳児クラス 37,000円 (内訳) 施設等利用費:37,000円

※ 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方

本補助の対象ではありません

★ 次の場合は、補助上限月額が日割計算となります。

- 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が終了する場合又は別の市区町村へ転出する場合
 ただし、転出先住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けられない場合は、負担軽減費の日割り計算は行いません。
- 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が開始される場合又は別の市区町村から転入する場合
 ただし、転入月末日分まで前住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は負担軽減費の交付対象としません。

【ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)の利用者の場合】

1 第2子以降の課税世帯の方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 33,000円 (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:33,000円